

長崎県後期高齢者医療広域連合の共通経費に関する
負担金規則

平成18年12月18日 規則第11号

平成19年11月 2日 規則第 9号

平成22年 5月10日 規則第 6号

最終改正 平成25年 2月18日 規則第 1号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年12月18日長崎県指令18市町振第75号。以下「規約」という。）第17条第2項に規定する市町の共通経費に係る負担金（以下「共通経費負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(共通経費負担金の額)

第2条 長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に加入する市町は、規約に定める共通経費負担金として、次に掲げる額の合計額を負担する。

- (1) 均等割として、当該年度に要する共通経費負担金総額に100分の10を乗じて得た額を、21で除した額
- (2) 高齢者人口割として、当該年度に要する共通経費負担金総額に100分の50を乗じて得た額に、当該市町の前年度9月末現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号に規定する65歳以上75歳未満で障害の状態にある旨の認定を受けた人口を全市町の当該人口で除した

率を乗じて得た額

- (3) 人口割として、当該年度に要する共通経費負担金総額に 100分の40を乗じて得た額に、当該市町の直近の国勢調査人口を全市町の当該人口で除した率を乗じた額

- 2 前項各号で算出する額は、円未満は切り捨てるものとする。
(納付及び納付期限)

第3条 共通経費負担金の納付方法は、広域連合長が発行する共通経費負担金請求書により納付するものとする。

- 2 前条に定める共通経費負担金は、4期に均等に分割して納付する。その額に100円未満の端数があるときは、その端数はすべて第1期に納付する額に合算するものとする。

- 3 納付期限は、次に定めるとおりとする。ただし、納付期限の日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その前の最も近い金融機関の営業日とする。

第1期 4月20日

第2期 7月20日

第3期 10月20日

第4期 1月20日

(剰余金)

第4条 当該年度に剰余が生じた場合、その額は次年度へ繰り越すものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年11月2日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年5月10日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合の共通経費に関する負担金規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成25年2月18日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合の共通経費に関する負担金規則第2条第1項第2号の規定は、平成25年度以後の共通経費の高齢者人口割について適用し、平成24年度以前の共通経費の高齢者人口割については、なお従前の例による。